情報開示に伴う秘密保持に関する契約書（案）

国立大学法人茨城大学（以下「甲」という）と○○○○株式会社（以下「乙」という）とは、第１条記載事項を目的として、甲が乙に技術情報等秘密情報を開示するに際し、その秘密保持につき、次のとおり契約を締結する。

（本契約の目的）

第１条　甲及び乙は、乙が甲乙間における「○○○○」に関する共同研究（以下「本研究」という）の実施可能性の検討を行なうことを目的として、甲が乙に開示する技術情報等秘密情報（未公開特許出願明細書、ノウハウ、著作物等知的財産を含む。以下「本秘密情報」という）の秘密保持に関する取扱いを定めるものとする。

（秘密情報）

第２条　乙は、甲の本秘密情報については、これを第三者に開示し、又は漏洩させてはならないものとし、また、社内においても知る必要のある者に限定して開示するものとする。なお、複写する場合は、事前に甲の書面による承諾を得るものとし、当該複写物も本秘密情報に含めるものとする。ただし、次のいずれかに該当する情報については、本秘密情報から除外する。

（１）甲から開示の時点で、既に公知であるもの

（２）甲からの開示後に第三者の公表により、又は自己の責めに帰すべからざる事由により公知となったもの

（３）甲から開示の時点で、既に自己の所有に属するもので、書面でこれを証明できるもの

（４）自己が単独で開発した事項で、かかる事実を自ら立証できる事項

（５）甲の文書による承諾を得た事項

２．乙は、甲の本秘密情報については、自己の機密情報を保護するのと同程度の注意をもって管理するものとする。

（流用の禁止）

第３条　乙は、甲の本秘密情報を、本契約の目的にのみ使用し、他の目的・用途には使用してはならないものとする。

（発明・考案）

第４条　乙は、本契約期間中及び本契約終了後２年間、甲の本秘密情報に基づき発明・考案をなした場合は、速やかにその内容を甲に通知の上、その産業財産権取得の出願・公表の可否等につき甲乙協議の上決定する。

２．甲及び乙は、前項規定の協議に基づき甲乙共同名義で産業財産権取得の出願をする場合、その権利持分、出願及び権利維持に要する費用等を甲乙別途協議して定め、共同出願契約を締結する。

（共同研究への展開）

第５条　甲及び乙は、その必要を認めた場合は、本研究に展開するものとし、本研究の条件等を甲乙別途協議して定め、共同研究契約を締結する。

（有効期間）

第６条　本契約は、本契約締結の日に発効し、●年間有効とする。ただし、第４条第２項の規定は当該産業財産権（受ける権利を含む）の消滅するまで、なおその効力を有する。

（解除）

第７条　甲は、乙が本契約の履行を怠った場合は、猶予期間を定めて違約を明記した書面通告を行い、猶予期間内に違約が是正されないときは、本契約を解除することができる。

２．甲は、乙が本契約に違反し、これにより損害を被った場合は、その損害の賠償を乙に請求できる。

（協議）

第８条　本契約に規定のない事項又は本契約書の各条項の解釈に疑義の生じた場合は、その都度甲及び乙は誠意をもって協議のうえこれを解決するものとする。

上記契約締結の証として本書２通を作成し、甲乙記名捺印の上各１通を保有する。

令和△△年△△月△△日

茨城県水戸市文京二丁目１番１号

　　　　　　　　　　　　　　　　甲　国立大学法人茨城大学

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　学長　太　田　寛　行　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　○○県○○

　　　　　　　　　　　　　　　　乙　○○○○株式会社

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　○○○○長　○　○　○　○　㊞